

議題 1

会長、副会長の選出及び部会の構成について

目 次

1. 会長、副会長の選出及び部会の構成について【P 1】

議題1 会長、副会長の選出及び部会の構成について

1 会長、副会長の選出について

西宮市附属機関条例第3条第1項に基づき、会長、副会長は、委員の中から互選する。

会長	
副会長	

2 部会の構成について

西宮市附属機関条例第26条第1項の規定に基づき、以下の部会を設置する。また、同条第2項の規定に基づき、各部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(1) 各部会の構成及び審議内容(案)

○ 西宮市都市景観・屋外広告物審議会

委員数：13名

審議内容：本市の景観施策における方針や主要な事業・制度についての決定事項等、本市の景観形成の根幹に関する審議事項等

審議事例：条例・規則の改定、都市景観形成基本計画の改定、景観計画の改定、景観地区の指定、景観重点地区の指定、屋外広告物の指定区域等の指定など

予定回数：令和5年度 2回程度

● 景観部会

委員数：9名

審議内容：景観に係る特定の個人や事業を対象とする審議のうち、技術的、法的専門知識が必要となる違反行為への処分等に関する審議事項等

審議事例：景観重要建造物等への原状回復命令、違反する建築物等への是正命令、勧告に従わない場合の公表など

予定回数：令和5年度 1回程度

● 景観アドバイザー部会

委員数：7名

審議内容：景観に係る特定の個人や事業を対象とする審議のうち、技術的専門知識が必要となる例外措置等に関する審議事項や建築行為等に対する具体の景観配慮方策等についての助言が主となる事項等

審議事例：設計段階協議・計画策定段階協議での助言、景観形成基準に係る適用除外措置、風致地区内における例外許可、景観重要建造物等に対する現状変更許可など

予定回数：令和5年度 10回程度

● 屋外広告物部会

委員数：6名

審議内容：屋外広告物に係る特定の個人や事業を対象とする審議のうち、技術的専門知識が必要となる例外措置等に関する審議事項等

審議事例：屋外広告物許可基準に係る例外許可など

予定回数：令和5年度 1回程度

(2) 各部会の委員構成 (案)

氏名	専門等	都市景観・屋外広告物 審議会	景観部会	景観アドバイザー部会	屋外広告物部会
伊藤 志津子	法律	○	○		
大島 賛都	市民	○			
大平 和弘	造園	○	○	○	
加藤 幸枝	色彩	○	○	○	○
川崎 雅史	土木景観	○	○	○	○
喜村 謙一	屋外広告業界	○			
栗山 尚子	景観	○	○	○	○
神農 悠聖	建築環境 色彩	○	○	○	○
増野 宏	建築 (建築士会推薦)	○			
松浦 純	関係行政機関	○	○		
森本 順子	景観建築	○	○	○	○
八木 康夫	建築	○	○	○	○
山本 春樹	市民	○			
構成人数		13人	9人	7人	6人

(50音順、敬称略)

(3) 部会長及び副部会長の選出

西宮市附属機関条例第26条第3項の規定に基づき各部会の部会長は、部会を構成する委員の互選によって部会長を定め、副部会長は部会長が指名する。

景観部会

部会長	
副部会長	

景観アドバイザー部会

部会長	
副部会長	

屋外広告物部会

部会長	
副部会長	

西宮市附属機関条例 ～ 抜粋

(附属機関の運営)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

- 2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。
- 5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(西宮市都市景観・屋外広告物審議会の特例)

第26条 西宮市都市景観・屋外広告物審議会（以下この条において「審議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。
- 4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 6 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 7 臨時委員を委嘱し、又は任命した場合の審議会及び部会における第3条第5項及び第6項並びに第2項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。
- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

西宮市都市景観・屋外広告物審議会、部会の審議事項リスト

西宮市附属機関条例 別表

附属機関名	担当事務	根拠規定
西宮市都市景観・屋外 広告物審議会	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市都市景観条例の規定により西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴くこととされている事項その他都市景観の形成に必要な事項 西宮市屋外広告物条例の規定により西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴くこととされている事項及び広告物等の表示、設置又は管理に関する重要事項 西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第3に掲げる特例基準による許可に関する事項その他同条例の施行についての重要事項の調査及び審議 	地方自治法 第138条の4第3項



分 担

1) 景観関係

表1-1

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
都市景観 屋外広告 物審議会	条例及び規則の制定、改正	西宮市附属機関条例 別表	諮問
	都市景観形成基本計画の策定・改正 (西宮市都市景観条例第5条第1項)	西宮市都市景観条例第5条第2項	諮問

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
都市景観 屋外広告 物審議会	景観計画の策定・改正 (景観法第8条第1項) (西宮市都市景観条例第6条第1項)	西宮市都市景観条例第6条第3項 (景観法第9条第2項の規定により、別途、都市計画審議会の意見も聞かなければならない。)	諮問
	住民等による提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の通知 (景観法第14条第1項)	西宮市都市景観条例第9条 (景観法第14条第2項の規定により、別途、都市計画審議会の意見も聞かなければならない。)	諮問
	景観重要建造物の指定・解除 (景観法第19条第1項、同法第27条第1項・2項)	西宮市都市景観条例第24条第1項(指定) 同条例第29条第1項(解除)	諮問
	所有者等の提案を踏まえた景観重要建造物の指定を行わない場合の通知 (景観法第20条第3項)	西宮市都市景観条例第24条の2	諮問
	景観重要樹木の指定・解除 (景観法第28条第1項、第35条第1項・2項)	西宮市都市景観条例第30条で準用する同条例第24条第1項(指定)、第29条第1項(解除)	諮問
	所有者等の提案を踏まえた景観重要樹木の指定を行わない場合の通知 (景観法第29条第3項)	西宮市都市景観条例第30条で準用する同条例第24条の2	諮問
	景観地区の指定・変更 (景観法第61条第1項)	西宮市都市景観条例第33条第1号	諮問

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
都市景観 屋外広告 物審議会	景観地区内の工作物に対する制限を条例で定め、又は変更 する場合 (景観法第72条第1項)	西宮市都市景観条例第33条第1項第2号	諮問
	景観地区内での開発行為に対する制限を条例で定め、又は 変更する場合 (景観法第73条第1項)	西宮市都市景観条例第33条第1項第3号	諮問
	景観形成推進地区の指定 (西宮市都市景観条例第6条の2第1項)	西宮市都市景観条例第6条第3項 (西宮市都市景観条例第6条の2第2項により景観計画の 改定を伴う)	諮問
	景観重点地区の指定 (西宮市都市景観条例第7条第1項)	西宮市都市景観条例第6条第3項 (西宮市都市景観条例第7条第3項により景観計画の改定 を伴う)	諮問
	都市景観形成建築物等の指定・解除 (西宮市都市景観条例第18条第1項、同条例第21条第1 項)	西宮市都市景観条例第18条第3項(指定) 同条例第21条第2項(解除)	諮問
	所有者等の提案を踏まえた都市景観形成建築物等の指定を 行わない場合の通知 (西宮市都市景観条例第19条第2項)	西宮市都市景観条例第19条第3項	諮問
	都市景観形成建築物等の保全計画を策定・変更 (西宮市都市景観条例第20条第1項)	西宮市都市景観条例第20条第3項で準用する同条例第18 条第3項	諮問

※ 表中で規定のない審議が必要となった場合は、市が会長の意見を聴いたうえで審議会又は各部会のいずれで審議するかを決定する。

表 1 - 2

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
景観部会	景観重要建造物への原状回復命令等 (景観法第 23 条第 1 項)	西宮市都市景観条例第 26 条	諮 問
	景観重要建造物の管理に関する命令・勧告 (景観法第 26 条)	西宮市都市景観条例第 28 条	諮 問
	景観重要樹木への原状回復命令等 (景観法第 32 条第 1 項)	西宮市都市景観条例第 30 条で準用する同条例第 26 条	諮 問
	景観重要樹木の管理に関する命令・勧告 (景観法第 34 条)	西宮市都市景観条例第 30 条で準用する同条例第 28 条	諮 問
	景観地区内での建築物に係る申請が、都市計画で定められた形態意匠の制限に適合しない場合の通知 ★ (景観法第 63 条第 1 項、第 66 条第 3 項)	西宮市都市景観条例第 39 条第 1 項第 1 号	諮 問
	景観地区内での、都市計画で定める形態意匠制限に違反する建築物への是正命令 ★ (景観法第 64 条第 1 項、同法第 66 条第 5 項)	西宮市都市景観条例第 39 条第 2 号	諮 問
	景観地区内での既存不適格建築物への是正命令 (景観法第 70 条第 1 項)	西宮市都市景観条例第 39 条第 3 号 (景観法第 70 条第 1 項の規定により、別途、「議会の同意」「損害補償」が必要)	諮 問

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
景観部会	景観法第 16 条第 3 項又は西宮市都市景観条例第 14 条に基づく勧告に従わない場合の公表 (西宮市都市景観条例第 16 条第 1 項)	西宮市都市景観条例第 16 条第 2 項	諮 問
	景観地区内での要認定工作物に係る申請が、条例規則で定められた制限に適合しない場合の通知 ★ (西宮市都市景観条例第 41 条第 3 項、第 44 条第 3 項)	西宮市都市景観条例第 49 条第 1 号	諮 問
	景観地区内での、条例規則に定める制限に違反する要認定工作物への是正命令 ★ (西宮市都市景観条例第 42 条第 1 項、同条例第 44 条第 5 項)	西宮市都市景観条例第 49 条第 1 項第 2 号	諮 問
	景観地区内での開発行為等の申請に対する不許可通知 (西宮市都市景観条例第 51 条第 3 項) ★	西宮市都市景観条例第 58 条第 1 項第 1 号	諮 問
	景観地域内での違反開発行為等、許可条件違反、不正許可取得への是正命令等 (西宮市都市景観条例第 56 条第 1 項)	西宮市都市景観条例第 58 条第 1 項第 2 号	諮 問

※ 表中で示す「条例規則」とは「景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則」を示す。

※ 表中で規定のない審議が必要となった場合は、市が会長の意見を聴いたうえで審議会又は各部会のいずれで審議するかを決定する。

※ 表中「審議内容欄」内に「★」の記載がある審議事項のうち、その不適合性や違反性が明白で審議の余地がないもの（定量的な制限に対する不適合や違反に係る案件及び市が会長の意見を聴いて審議の余地がないと判断する案件）については、都市景観・屋外広告物審議会（景観部会）での審議を省略する。

表 1 - 3

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
景観アドバイザー部会	景観形成基準に係る適用除外措置	西宮市景観計画 11 頁 (景観形成基準「形態」「色彩」「緑化」について、「市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの」については適用除外とする)	諮 問
	風致地区内における建築等の規制に関する特例基準による許可	西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 5 条第 1 項	諮 問
	景観重要建造物に対する現状変更許可 (景観法第 22 条第 1 項)	西宮市都市景観条例第 24 条の 3	諮 問
	景観重要樹木に対する現状変更許可 (景観法第 31 条第 1 項)	西宮市都市景観条例第 30 条で準用する同条例第 24 条の 3	諮 問
	一定規模を超える建築行為等に係る計画段階協議 (西宮市都市景観条例第 9 条の 2 第 1 項)	西宮市都市景観条例規則*第 5 条の 5	諮 問
	一定規模を超える建築行為等に係る設計段階協議 (西宮市都市景観条例第 10 条第 1 項・ 8 項)	西宮市都市景観条例第 10 条第 6 項 西宮市都市景観条例第 10 条第 9 項で準用する同条例第 10 条第 6 項	諮 問
	景観地区内での一定規模を超える建築行為等に係る計画段階協議 (西宮市都市景観条例第 34 条で準用する同条例第 9 条の 2 第 1 項)	西宮市都市景観条例規則*第 30 条で準用する同規則第 5 条の 6	諮 問

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
景観アドバイザー 部会	景観地区内での一定規模を超える建築行為等に係る設計段階協議 (西宮市都市景観条例第35条)	西宮市都市景観条例規則※第31条	諮問
	景観地区内での要認定工作物に対する制限緩和等の特例 (西宮市都市景観条例第40条)	西宮市都市景観条例第40条ただし書き	諮問
	景観地区内での開発行為等に対する制限緩和等の特例 (西宮市都市景観条例第50条)	西宮市都市景観条例第50条ただし書き	諮問

※ 表中で示す「西宮市都市景観条例規則」とは「景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則」を示す。

※ 表中で規定のない審議が必要となった場合は、市が会長の意見を聴いたうえで審議会又は各部会のいずれで審議するかを決定する。

2) 屋外広告物関係

表2-1

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
都市景観 屋外広告 物審議会	条例及び規則の制定、改正	西宮市附属機関条例 別表	諮問
	屋外広告物の指定区域等の指定	西宮市屋外広告物条例第10項第6項	諮問
	広告景観モデル地区の指定	西宮市屋外広告物条例第28条第5項	諮問

※ 表中で規定のない審議が必要となった場合は、市が会長の意見を聴いたうえで審議会又は各部会のいずれで審議するかを決定する。

表2-2

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
屋外広告 物部会	屋外広告物特例許可 (屋外広告物条例第12項第1項)	西宮市屋外広告物条例第12条第2項	諮問
	禁止地域の規制を適用しない屋外広告物の認定	西宮市屋外広告物条例第16条第3項第6号	諮問

※ 表中で規定のない審議が必要となった場合は、市が会長の意見を聴いたうえで審議会又は各部会のいずれで審議するかを決定する。

3) 風致地区関係

表 3 - 1

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
都市景観 屋外広告 物審議会	条例及び規則の制定、改正 ※表 3 - 2 に掲げる審議内容に係る条例及び規則の制定、 改正に限る。	西宮市附属機関条例 別表	諮問

※ 表中で規定のない審議が必要となった場合は、市が会長の意見を聴いたうえで審議会又は各部会のいずれで審議するかを決定する。

表 3 - 2

分 担	審議内容	根拠規定	諮問・附議
景観アド バイザー 部会	風致地区内における建築等の規制に関する特例基準による 許可	西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 5 条第 1 項	諮 問

※ 表中で規定のない審議が必要となった場合は、市が会長の意見を聴いたうえで審議会又は各部会のいずれで審議するかを決定する。

審議会・部会 委員構成

	市民 (2名)	学 識			広告関連団体 (1名) ※1	関係行政機関 (1名)
		法 律 (1名)	大 学 等 (7名)	建築士会推薦 (1名) ※1		
都市景観・屋外広告審議会 (13名)	● (2名)	● (1名)	● (7名)	● (1名)	● (1名)	● (1名)
景 観 部 会 (9名)		● (1名)	● (7名)			● (1名)
景観アドバイザー部会 (7名)			● (7名)			
屋外広告物部会 (6名)			● (6名) ※2			

※1 学識のうち建築士事務所協会推薦委員（1名）については、特定の事業者等に係る事項を主な審議対象とする各部会において、当該事業者等と競合する同業他社にあたる可能性が高く、競争上の地位その他正当な利益の保護や率直な意見の交換に支障をきたす恐れがあるため、部会委員からは除くこととする。（専門的知識を有する広告関連団体委員も同様の理由により各部会委員からは除くこととする。）

※2 屋外広告物部会においては、学識（大学等）のうち当部会審議への関連性が少ない造園専門委員は部会委員からは除くこととする。